

がん診療連携拠点病院の指定更新及び現況報告について

1 がん診療連携拠点病院について

がん診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）とは、全国どこでも質の高いがん医療を提供することができるよう、都道府県知事からの推薦に基づき、厚生労働大臣が指定する病院で、専門的ながん医療や緩和ケアの提供、地域のがん診療を担う医療機関との連携、がん患者に対する相談支援や情報提供など、質の高いがん医療を提供する役割を担っている。

2 拠点病院等の種類

(1) 拠点病院

ア 都道府県がん診療連携拠点病院^{※1}：都道府県に1カ所

イ 地域がん診療連携拠点病院：がんの医療圏^{※2}に原則1カ所

ウ 地域がん診療連携拠点病院（特例型）

：指定期間中に指定要件を欠くなどの事態が発生した場合

(2) 特定領域拠点病院：特定のがんについて、当該都道府県内の最も多くの患者を診療する病院

(3) 地域がん診療病院：隣接するがんの医療圏のがん診療連携拠点病院との連携を前提にグループとして指定する。

※1 都道府県がん診療連携拠点病院

地域がん診療連携拠点病院の指定要件に加え、さらに、「都道府県における診療機能強化に向けた要件」、「都道府県における相談支援機能強化に向けた要件」及び「都道府県拠点病院の診療機能強化に向けた要件」の諸要件を満たす必要がある。

※2 がんの医療圏

都道府県が医療計画にて定めるがんの医療圏のことをいう。

神奈川県では、2次医療圏と一致している。

3 指定関係書類等の届け出状況について

令和5年9月11日付け健が発0911第2号厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知「がん診療連携拠点病院等の指定の推薦手続き等について」に基づき、県内の医療機関に周知したところ、6病院から指定更新申請、16病院から現況報告があった。

※ 令和5年1月19日に厚生労働省で開催された「第22回がん診療連携拠点病院等の指定に関する検討会」時点で未充足要件があった病院は指定期間1年、全ての要件を満たしていた病院は指定期間4年とされており、前者は今回指定更新申請を、後者は現況報告を提出している。

医療圏	病院名 (◎：都道府県拠点病院)	所在地	指定 期間	現 況 報 告	指 定 更 新	新 規
横浜	横浜労災病院	港北区	R5. 4. 1～ R6. 3. 31 (1年)		●	
	昭和大学横浜市北部病院	都筑区	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
	済生会横浜市東部病院	鶴見区	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
	◎神奈川県立がんセンター	旭区	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
	横浜市立市民病院	神奈川区	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
	横浜市立大学附属病院	金沢区	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
	みなと赤十字病院	中区	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
	横浜市大市民総合医療センター	南区	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
	昭和大学藤が丘病院	青葉区	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
川崎北部	★聖マリアンナ医科大学病院	宮前区	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
	新百合ヶ丘総合病院	麻生区	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
川崎南部	川崎市立井田病院	中原区	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
	関東労災病院	中原区	R5. 4. 1～ R6. 3. 31 (1年)		●	

川崎南部	川崎市立川崎病院	川崎区	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
相模原	相模原協同病院	緑区	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)		●	
	北里大学病院	南区	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
横須賀 三浦 横須賀 三浦	横須賀共済病院	横須賀市	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
	湘南鎌倉総合病院	鎌倉市	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
湘南東部	藤沢市民病院	藤沢市	R5. 4. 1～ R9. 3. 31 (4年)	●		
湘南西部	東海大学医学部附属病院	伊勢原市	R5. 4. 1～ R6. 3. 31 (1年)		●	
県央	大和市立病院	大和市	R5. 4. 1～ R6. 3. 31 (1年)		●	
県西	小田原市立病院	小田原市	R5. 4. 1～ R6. 3. 31 (1年)		●	

4 現在指定要件未充足の病院について

	指定要件未充足内容	対象病院	対応状況
1	相談支援に関し十分な経験を有するがん患者団体との連携協力体制の構築への積極的な取り組み	川崎病院	国検討会（1～2月想定）までに実施する
2	日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価	大和市立病院	猶予期間（令和5年4月1日から2年間）内に実施する （令和6年11月頃に審査等の評価を受ける予定）